

公 告

平成30年12月17日

分任契約担当官
自衛隊函館地方協力本部長
大石 徹 郎

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名・規格等

	件 名	規 格 等
Aグループ	自衛隊函館地方協力本部で使用する電気	仕様書のとおり
Bグループ	今金地域事務所で使用する電気	仕様書のとおり
Cグループ	八雲地域事務所で使用する電気	仕様書のとおり
Dグループ	松前地域事務所で使用する電気	仕様書のとおり

(2) 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 平成28・29・30年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）申請において、「物品の販売」の「D」等級以上に格付され、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。ただし、平成31年1月28日（契約締結予定日）に電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

(6) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、環境省が後日示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の評点の合計が70点以上であること。

3 契約条項を示す場所

自衛隊函館地方協力本部総務課会計班及び北部方面会計隊ホームページ

4 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 自衛隊函館地方協力本部会議室
- (2) 日 時 平成31年1月28日(月) 1100～

5 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金 免 除

但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金 免 除

但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判明し難い入札
- (4) 仕様書を受領していない者の入札
- (5) 電報、FAXによる入札
- (6) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札

「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」

- (8) 誓約した暴力団排除に関する契約事項に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

7 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、A～Dグループそれぞれ、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を根拠とし、あらかじめ当方が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

8 落札決定方式

A～Dグループそれぞれ、総価が当方所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最低落札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく北部方面隊標準契約書の様式により、A～Dグループそれぞれ契約書を作成する。

10 その他

- (1) 契約の成立の時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は、平成28・29・30年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。
- (3) 郵便による入札は事前に契約担当官へ通知するものとする。又、郵便による入札の場合、封筒を二重にして、グループ毎に内封筒へそれぞれ件名を記入して入札札を入れて封印し、「自衛隊函館地方協力本部で使用する電気ほか入札書在中」と記載した封筒に入れて、別紙第2、別紙第3及び資格審査結果通知書（写）を同封し、書留郵便（簡易書留可）にて、平成31年1月24日（木）17時までに自衛隊函館地方協力本部に必着させること。
- (4) 郵便入札を含む入札において再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。
- (5) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 仕様書については、随時、自衛隊函館地方協力本部総務課会計班で受領し、入札時に返納するものとする。
- (7) 入札参加希望者は、別紙第2及び別紙第3に示す書類を平成31年1月28日（月）09：00までに提出すること。また、内容照会があった場合には説明しなければならない。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
自衛隊函館地方協力本部総務課会計班
電 話：0138-53-6241 担当：泉上
FAX：0138-53-6242
- (9) 仕様書に関する問い合わせ先
自衛隊函館地方協力本部総務課管理班
電 話：0138-53-6241 担当：鈴木

11 公告掲示場所及び掲示期間

- (1) 公告掲示場所：函館商工会議所、北斗市商工会、苫小牧商工会議所、室蘭商工会議所、陸上自衛隊函館駐屯地、自衛隊函館地方協力本部、北部方面会計隊ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin>
- (2) 掲示期間：平成30年12月17日～平成31年1月28日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど、(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

平成 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊函館地方協力本部長
大石徹郎 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名
印

「〇〇で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- ② 別紙第3に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

(担当者) 所属部署： 氏 名： TEL/FAX：

適合証明書

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

項 目	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ()	

2 平成29年度の状況

	項 目	譲渡予定量	点 数
①	平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	平成29年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成29年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点 数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		

	項 目	取組みの有無	点 数
⑤	需要化への省エネルギー・節電に関する情報提供の 取組み		

① ~ ⑤ の合計点数	
-------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載し条件を満たすことを示す書類を添付すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載し、記載内容を証明する書類を添付すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

上記例は、把握できる最新の状況が平成29年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は同じ年度の実績値を使うものとする。